

資料

陝甘寧辺区参議会通過条例集(二)

宮坂宏訳

目次

第二	陝甘寧辺区第二期参議会通過条例(続)	(一三四)
	陝甘寧辺区各級参議会組織条例	(一三八)
	陝甘寧辺区各級参議会選舉条例	(一四一)
	陝甘寧辺区壯丁および牛馬戰時動員条例	(一四二)
第三	陝甘寧辺区第二期参議会第二回大会通過条例	
	陝甘寧辺区各級参議会選舉条例	(一四五)
	陝甘寧辺区地權条例	(一四八)
	陝甘寧辺区土地小作条例	(一五〇)
第四	陝甘寧辺区第三期参議会第一回大会通過条例	
	陝甘寧辺区憲法原則	(一五七)
	陝甘寧辺区婚姻条例	(一五八)
	陝甘寧辺区營業稅暫行条例	(一六〇)

## 陝甘寧辺区第二期参議会通過条例（続）

### 第三章 組 織

#### 陝甘寧辺区各級参議会組織条例

（民国三十一年十一月辺区第二期参議会修正通過、三十一年四月辺区政府公布）

#### 第一章 総 則

第一条 この条例は、国民政府建国大綱に基づき、国民政府の発布した省参議会組織条例、および陝甘寧辺区の実際の事情を参考して、広大な民衆を動員團結して抗戦建国の事業に参加させ、三民主義の抗戦建国綱領を実現し、新民主主義の政治を完成するために、これを制定する。

第二条 辺区各級の参議会は、辺区各級の人民を代表する機關である。

#### 第二章 議 員

第三条 各級参議会の議員は、人民が直接に選挙する。ただし、同級政府が必要と認めるときは、國事に從事したる者は社会・經濟・文化各方面において名望のある者を招聘して議員とすることができる。その人数は議員総数の十分の一をこえることができない。

第四条 各級参議会議員の定員は、招聘した議員を除く外は、選挙条例の規定による。

第五条 辺区は辺区参議会、県（あるいは県と同格の市）参議会、および鄉市（あるいは区と同格の市）参議会を設立する。

第六条 辺区および県（あるいは県と同格の市）参議会は、議員の中から議長一名、副議長一名を選出し、会議全体の工作を主持する。ただし大会開催のときは、若干名を選挙して主席団を組織し、正副議長の会務の進行を補佐することができる。

第七条 辺区および県（あるいは県と同格の市）参議会は、議員の中から常駐議員を選出する。その定員は次のとおりである。

一、辺区参議会 九人、

二、県（あるいは県と同格の市）参議会 五人。

議長および副議長は当然に常駐議員となり、本来の定員の中にかぞえられる。

第八条 辺区および県（あるいは県と同格の市）参議会の常駐委員は、休会期間中に、常駐（委員）会の日常の事務を処理する外に、また次の職權をもつてゐる。

一、同級政府の参議会の議決案の執行に対する監督、  
二、同級政府の期限ごとの工作の報告の聽取り、  
三、同級政府に対する建議と問合せ、

四、同級政府委員会会議に出席の代表の派遣、

五、必要な場合に参議会臨時会議の召集の決定。

第九条 郷市参議会は、立法と行政の合一制を採用し、議長副議長をおかず、会議開催のときは主席団三名を推举して、会務を主持する。郷市長は当然に主席団の一員となる。休会期間中にも常駐委員を設けない。

第十条 区と同格の市に参議会を設置し、郷市参議会の組織と同じくし、郷以下の坊あるいは保には参議会を設置しない。

第十一条 辺区県参議員で政府委員に選ばれたものが、参議会を退会することはない。ただしそのもの自身に關する問題を討論するときは、発言権のみはあるが表決権をもたない。

第十二条 各級参議会の開会のときに、秘書処・議員資格審査委員会および各種提案審査委員会を設ける。その組織は別にこれを定める。

#### 第四章 職 権

##### 第十三条 辺区参議会の職権は、次のとおりである。

- 一、政府主席・副主席・政府委員および辺区高等法院院長を選舉すること、
- 二、辺区政府正副主席・政府委員および辺区高等法院院長を罷免すること、
- 三、辺区各級政府・司法機関の公務職員を監察しならびに彈劾すること、
- 四、辺区の単行法規を自主制定『創製』しおよび再決議(複

決議すること、

五、民政・財政・糧食・建設・教育および地方軍事等に関する各項の計画を審議裁可すること、

六、辺区政府の提出する預算を審議可決し、ならびにその決算を審査すること、

七、地方税の徵収廃止あるいは(税額の)増減を決定すること、

と、

八、地方公債の発行を決定すること、

九、辺区政府主席、政府委員会、および各庁厅長、高等法院長の提出する審議事項を議決すること、

十、辺区人民および民衆団体が審議を求める事項を議決すること、

十一、辺区政府が、参議会決議事項を執行することを督促しおよび検査すること、

十二、辺区で創設しあるいは改革すべき重要事項を決定すること、

十三、閉会期間中の常駐(委員)会、および辺区政府主席あるいは政府委員会の緊急措置に關する重要事項を追認すること。

第十四条 県(あるいは県と同格の市)参議会の職権は、次の通りである。

- 一、県(市)長(必要な場合は副県(市)長を加えて選ぶことができる)・県(市)政府委員および地方法院院長を選挙

すること、

二、県(市)長(および副県(市)長)・県(市)政府委員および地方法院長を罷免すること、

三、県(市)政府・司法機関の公務職員を監察しおよび弾劾すること、

すること、

四、その県(市)の地方経費の収支項目を決定すること、

五、その県(市)の単行法規を自主制定『創制』し、および再決議(復法)すること、

六、県(市)政府の民政・財政・糧食・建設・教育および地方軍事等に関する各事項計画を審議裁可すること、

七、県(市)長・県(市)政府委員会の付託した事項を議決すること、

八、本県(市)人民および大衆団体が審議を求める事項を議決すること、

九、県(市)政府が、参議会決議事項を執行することを督促しおよび検査すること、

十、その県(市)で創設しあるいは改革するべき重要事項を決定すること、

十一、参議会の閉会期間中の常駐(委員)会および県(市)長・県(市)政府委員の緊急措置に関する事項を追認すること。

と。

**第十五条** 郷市参議会の職権は、次のとおりである。

一、その郷市で創設しあるいは改革するべき事項を議決し

それを執行すること、

二、上級政府から処理を託された事項を議決しそれを執行すること、

三、その郷市の人民公約を議決すること、

四、その郷市の経費の収支項目を議決すること、

五、その郷市の人民および民衆団体の提議した事項を議決しならびに執行すること、

六、郷市長および郷市政府委員を選挙しならびに罷免すること、

七、郷市および村坊の行政職員を監督しおよび弾劾すること、

八、郷市が直接これを選挙し、毎年一回改選を行うこと。

**第十六条** 村長・行政村主任(市の坊長あるいは甲長)は、選民大会が直接これを選挙し、毎年一回改選を行う。

## 第五章 会議

**第十七条** 各級参議会の会期の規定は、次のとおりである。

一、辺区参議会は一年に一回開会、

二、県(市)参議会は半年ごとに一回開会、

三、郷市参議会は二箇月ごとに一回開会、

四、辺区および県(市)参議会の常駐議員は月ごとに一回開会。

**第十八条** 辺区参議会は、次にあげる事情の一があるときは、臨時会議を召集することができる。

一、各当該会議と同級の政府の請求のあるとき、

二、各当該参議会議員三分の一以上の請求があるとき、

三、各当該管轄区域内の民衆団体の連名による請求があるとき、

四、各当該参議会常駐委員会の決定をへたとき。

**第十九条** 郷市（あるいは区と同格の市）参議会は、次にあげる事情の一があるときは、臨時会議を召集することができる。

一、郷市長が必要と認めるとき、

二、村長・行政村主任（あるいは坊長・甲長）の連名の請求のあるとき、

三、十分の一以上の選挙民の請求があるとき。

**第二十条** 各級参議会の会議規則は、別にこれを定める。

**第二十一条** 辺区県参議会の開会のときは、参議員を兼ねて

いない同級の行政および司法長官は、いずれも列席すること

ができ、発言権があるが表决権をもたない。

参議員を兼ねていない村長・行政村主任（あるいは坊長・

甲長）は、郷市参議会に出席することができる。その権利は

一般の参議員と同じである。

**第二十二条** 辺区県（市）参議会の決議案は、同級政府に執行のため公文で送付する。もし政府委員会が不適当と認めたときは、その理由を詳細具体的にして原参議会に再審議をするため回送しなければならない。郷市政府にはこの権限は無い。

**第二十三条** 下級参議会は上級参議会あるいは上級政府の決議と命令とを否決しあるいはその執行を停止する権限をもつたない。ただし意見を陳述してその変更を求めることがができる。

が、未だ変更されない前は原案によつて執行しなければならない。

**第二十四条** 各級参議会議員は、議会の中での言論について、外に対して責任を負わない。

**第二十五条** 各級参議員を、その任期内に、現行犯を除いて、各級参議会あるいは常駐委員会の許可を経なければ、逮捕あるいは罷免することはできない。

## 第六章 任期

**第二十六条** 各級参議会の任期の規定は、次のとおりである。

一、辺区参議会議員の任期は三年、

二、県（市）参議会議員の任期は二年、

三、郷市参議会議員の任期は一年。

**第二十七条** 辺区県参議会議員が、もしその任期内に、事故によつて死亡し空席ができる、あるいは罷免されたときは、候補議員より順次補充される。

**第二十八条** 候補議員は、参議会に出席することができ、発言

権をもつが表決権をもたない。ただし、自己の選挙単位の正式議員が、事情により暫く欠席し、候補議員に代理を委託するときは、臨時に表決権をもつことができる。

## 第七章 改 選

**第二十九条** 各級参議会議員の任期の満了後、選挙条例に従つてこれを改選する。ただし、再選され再任することができ

## 第八章 附 則

**第三十条** この条例の改正および解釈の権限は辺区参議会に属する。

**第三十一条** この条例は辺区参議会で審議可決した後、辺区政府がこれを公布施行する。

### 険甘寧辺区各級参議会選挙条例

(民国三十年十一月辺区第二期参議会修正通過、三十一年四月辺区政府公布)

## 第一章 総 則

**第五条** 郷市（あるいは区と同格の市）参議員の選挙単位は、居民小組とする。

**第六条** 縣市（あるいは県と同格の市）参議員の選挙単位は、郷とする。

**第二条** 普通・直接・平等・無記名の投票による選挙制を採用

**第七条** 辺区参議会参議員の選挙区域は、県を単位とする。

し、辺区県市（県と同格の市、以下同じ）および区郷市（あるいは区と同格の市、以下同じ）三級参議会の参議員を選挙して、辺区・県（市）および郷市参議会を組織する。

## 第二章 選挙資格

**第三条** およそ、辺区の区域内に居住する人民で、年令満十八才（以上）のものは、階級・党派・職業・男女・宗教・民族・財産と文化程度の差別を分かたず、すべて選挙権と被選挙権とを有する。

**第四条** 次にあげる事情の一に該当するものは、選挙と被選挙に参与することができない。

一、卖国行為があり、政府によつて逮捕处罚される裁判事件のあるもの、  
二、軍法あるいは法院の判決により公権を剥奪されて、な  
おまだ回復していないもの、  
三、精神病者。

## 第四章 参議員選挙人数の比例

第八条 各級参議会選挙区の住民と被選挙人の比率による定数

は、左のとおりである。

一、郷市参議会は、二十人から六十人までの居民小組ごとに、参議員一名を選挙できる。すなわち、住民が五百人に満たない郷市は、その居民小組は二十人より少くてはならない。五百人以上の郷市では、その居民小組は六十人より多くてはならない。同一の郷市の居民小組においては、その人数の相互の差が十分の三をこえてはならない。

二、区と同格の市議会は、六十人から二百五十人の居民小組ごとに、議員一名を選挙できる。すなわち、一千五百人以下の市では、その居民小組は六十人より少くてはならない。一千五百人以上の市は、その居民小組は二百五十人より多くてはならない。

同一の市の居民小組では、その人数の相互の差が十分の三をこえてはならない。

三、県参議会（あるいは県と同格の市）は、住民が四百人から八百人に達するごとに、議員一名を選挙できる。すなわち、人口が一万五千人以下の県（市）では、その選挙する参議員と住民との比は四百人より少くてはならない。人口一万五千人以上の県（市）では、その選挙する参

議員と住民との比は八百人より多くてはならない。

四、辺区参議会は、住民が八千人に達するごとに議員一名を選挙できる。ただし人口が最も多い県市でも、その選挙すべき議員は十名より多くてはならない。人口が最も少ない県（市）でも、その選挙すべき議員は三名より少くことはならない。

以上に列挙した各項の選挙比例の実数は、当該「選挙」区の選挙委員会が審議して定め、上級の選挙委員会に報告してその審議裁可をえて確定する。

第九条 辺区県参議会の選挙単位の住民が、前条の比率による定数の法定人数に満たないが、すでにその二分の一に達しているものは、議員一名を選挙することができる。その比率による定数をこえている余数が、二分の一に達しているときもまた同じである。

第十条 辺区県参議会の選挙において、各選挙単位の当選人数に按分して、その五分の一の候補議員を選出することができる。もし当該単位に五人の議員がいないときには、ただ候補議員一名を選出することができる。いずれも得票数の多いものから順次充当する。

候補議員が会議に出席するときは、発言権をもつのみで表决権をもたない。居民小組を単位として選出される郷市参議員は、候補議員をおかない。

第十一条 警察・学校・工場・機関・県保安部隊は、いずれも

その所在地の区域の選挙に参加し、住民と同様にする。ただ

受けない。

辺区保安部隊・抗日駐防部隊・専門以上の学校・百人以上

の産業工場は、その生産を単位として、単独選挙を行うこと

ができ、所属参議会に出席する参議員を選挙する。もし第八

条に規定する当該区域所定選挙比率による定数に不足すると

きは、数単位を連合して選挙を行うことができる。連合して

なお定数に不足するときは、ただ議員一名を選出できる。

専門以上の学校・百人以上の産業工場の職員は、その生産

単位の選挙に参加する外、同時にその所在地の郷市選挙に参

加することができる。

**第十二条** 辺区の区域内に居住する少数民族の選挙は、次のとおりである。

一、各級参議会選挙の住民法定人数にすでに達しているも

のは、第八条に規定する比率による定数に従つて、単独

に民族選挙を行う、

二、法定人数に不足するが、郷市選挙の五分の一、県市選

挙の五分の一、辺区選挙の八分の一にすでに達している

住民は、また単独に民族選挙を行うことができ、それぞ

れ当該級参議会参議員一名を選出する、

三、前第二款に規定する各級選挙の住民の人数に不足する

ものは、区域選挙に参加し、一般住民と同様にする、

四、少数民族の選挙は、各級参議会の地域を選挙単位とす

ることができる。「この場合」第三章の選挙単位の制限を

## 第五章 改選

**第十三条** 郡市（区と同格の市）参議会参議員は、一年ごとに

一回改選する。

**第十四条** 縣市（県と同格の市）参議会参議員は、二年ごとに

一回改選する。

**第十五条** 辺区参議会参議員は、三年ごとに一回改選する。

**第十六条** 各級参議員にその任期内にもし職務に不適なこと

があれば、該級議員選挙の法定人数の十分の一以上の選挙民の提議によつて、該選挙単位の投票を経て、このものを罷免することができる。

**第十七条** 辺区各級参議会が、もし特殊な事情がおこつて、期日に準じて改選ができないときは、郷市〔参議会〕または郡市〔参議会〕の場合は、郷市参議会県市参議会（あるいは県市参議会常駐委員会）が、辺区参議会（あるいは辺区参議会常駐委員会）にその延期の議決を具申しなければならない。辺区参議会は自らその延期を決議することができる。

## 第六章 選挙委員会

**第十八条** 各級参議会の選挙を行うのに便宜のために、各級選挙委員会を設立する。その組織規定はこれを別に定める。

## 第七章 候補(議員)および選挙運動

第十九条 辺区県参議会の候補議員を順次補充して全員が尽さ  
れても、なお法定議員数に不足するときは、各選挙単位で別  
に補充選挙を行うことができる。

第二十条 各抗日政党、抗日大衆団体は、候補者名簿および立  
候補の政綱(競選政綱)を提出し、選挙運動を行うことができ  
る。選挙の秩序を妨害しないならばこれに干渉しあるいはこ  
れを阻止することはできない。

第二十一条 およそ脅迫、利で誘う等の不正行為をして選挙の  
自由を妨害するものを、当選落選を問わず、その行動を制止  
する外、またその当事者および参加人(運動員)を法院に訴え  
て法に従つて懲罰する。

およそ公民は、選挙人に対して前項の行為があつたことを  
認めたときは、司法機関に対してこれを告発することができ  
る。

## 第八章 経 費

第二十二条 各級参議会の選挙経費は、各級選挙委員会が予算  
決算を作成し、辺区政府財政厅に報告しその支払を請求す  
る。

## 第九章 附 則

第二十三条 この条例の施行細則は、別に辺区政府がこれを定  
める。

第二十四条 この条例は辺区参議会で審議可決した後、辺区政府  
がこれを公布施行する。

第二十五条 この条例の改正の権限は、辺区参議会に属する。

## 陝甘寧辺区壮丁および牛馬戦時動員条例

### 第一章 総 則

第一条 この条例は、抗戦建国の需要に供給するためおよび辺  
区の実際の情況に基づいてこれを制定する。

第二条 およそ辺区に属する人民は皆その人力物力を供出する  
義務がある。

第三条 壮丁と牛馬の動員と徴用とは、左にあげる事項の用途  
に供應されるものに限られる。

- 甲、軍事防衛工事・軍事倉庫・飛行場等の建設に関するもの、
- 乙、公共道路工事の修築に関するもの、
- 丙、軍需品の運搬および傷病兵の輸送に関するもの、
- 丁、辺区政府糧食局に所属する倉庫の糧秣の移転運送に関

するもの。

**第四条** 各部隊あるいは機関が、第三条に規定する事項の範囲内に属しない用途で、壮丁あるいは牛馬の使用を必要とするときは、普通待遇によつてこれを雇用することができるが、動員徵用の方法を用いてこれを徵用することはできない。

## 第二章 壮丁の動員

**第五条** よよそ、年令が十六才から四十五才までの男子は、毎月いずれも公のために三日服役する義務があり、政府は年間の統一的な計画に従つてこれを使用する。

**第六条** 壮丁が服役に動員されるにあつて次にあげる事情の一つがあるものは、服役の延期を請求することができる。次の動員のときをまつてこれを補役する。

甲、壮丁が婚礼と喪式の期間十五日以内にあるもの、乙、壮丁が病氣で、医者のすぐ役務をすることができないことの證明のあるもの、丙、壮丁が一戸(世帯)に一人のみで、播種あるいは収穫期の農繁期にあたるとき。

## 第七条 壮丁に次にあげる事情の一があるものは、徵役を免除することができる。

甲、壮丁に身体傷害あるいは心神喪失、または疾病があり、労働ができないもの、

乙、壮丁で学校で勉学中、あるいは生産を離れて職につい

たもの、

丙、辺区内に転入して在住が一年に満たず、しかも壮丁が二名以下の戸(世帯)にあるもの、丁、一戸(世帯)に壮丁が一名のみ家にあり、その余のものが現役の軍人あるいは公務職員となつてゐるもの。

**第八条** 戰争・非常時の例外のときは、上述の期限および免役の制限をうけない。(甲款の規定は除く)

**第九条** 壮丁の服役に動員される順序は、次のとおりである。

甲、職業をもたない者は職業をもつものの先にする、乙、年少者は年長者の先にする、

丙、壮丁の多い(世帯)のものは壮丁の少い(世帯)のもののが先にする。

**第十条** 壮丁の服役期間中の食事は自前とし、その毎日の行程は、辺区政府が命令をもつてこれを規定する。

**第十二条** よよそ、荷物の運搬に供せられる牛馬は、毎月公のために三日服役に出す義務があり、政府は年間の統一計画によつて使用する。

## 第三章 牛馬の動員

**第十三条** 次にあげるものの一にあたるものは、牛馬の徵用を

免除することができる。

甲、生活の自給ができない抗属〔抗日戦時中の抗日軍人の留守家族一訳者註〕、

乙、外来の難民貧民で辺区の在住が一年に満たないもの、丙、天災人禍に遭遇して、受けた重大な損害を負担する力の無いもの。

第十四条 徵用した牛馬は徵用された戸〔世帯〕で飼料を準備してこれを養う。

第十五条 徵用せられた牛馬にもし損失が生じたときは、徵用した機關あるいは部隊が、事情を斟酌して対価を給する。

第十六条 牛馬の徵用の順序は、牛馬の多少によつて分け、多いものを少いものの先にする。

第十七条 徵用された牛馬の負荷の重量と毎日の行程は、政府が命令をもつてこれを規定する。

第十八条 徵用される牛馬の飼育人の労働時間は、徵用される壮丁の服役時間と相殺することができる。

第十九条 公塙の荷役義務に服役するには、本条例の〔服役の〕内に含まれない。

#### 第四章 手 続

第二十条 よそ壮丁あるいは牛馬を徵用する部隊あるいは機関は、あらかじめ徵用の数目・時間・地点・用途を政府に通知して、これを動員しなければならない。

第二十一条 よそ部隊あるいは機関は、徵用した壮丁・牛馬が服役を完了したときは、徵用に出たものの服役日数を証明する文書を発給して証〔憑〕としなければならない。その服務がまだ終了しないうちに逃走したものは、もとの動員した政府に通知してこれを逮捕処罰する。

第二十二条 この条例に規定する壮丁と牛馬の、一年を通じての服務総数について需要がもし規定の数目に達しないときは、補役する必要はない。もし需要が規定よりも超過したときは普通雇傭をもつてこれを待遇する。

#### 第五章 懲罰と奨励〔報奨〕

第二十三条 人が正当の理由なく遅延、逃避あるいは用役に徵せられることを拒絶するときは、一月以下の拘役に処するか、あるいは資力の有無をみて、六十元以下の罰金を科することができる。

第二十四条 人が徵用された服役で労働の成績をあげたものは、名誉および物質の奨励〔報奨〕をあたえることができる。

服役によつて死傷したものは、抗日軍人に準じてこれを救済することができる。

第二十五条 公務員が正当の理由なく、動員を拒絶あるいはこれを怠り、または徵用の職權を濫用して、動員徵用にかこつけて私利私欲をはかるときは、事柄の輕重によつて二年以下の徒刑あるいは拘役に処し、あるいは免職して記録にとど

めることができる。動員徵用に著しく成績をあげたものは、これを抜擢あるいは獎勵(報奨)することができる。

**第二十六条** 軍人が壯丁あるいは牛馬を強制的に拉致して使用するものは、軍事機関に報告しこれを懲戒する。

**第二十七条** 地方公務員の懲戒は主管政府機関が弁理し、軍人の懲戒は主管軍事機関が弁理する。

## 第六章 附 則

**第二十八条** この条例の実行細則は政府が別にこれを定める。

**第二十九条** この条例は辺区参議会で審議可決した後に、辺区政府がこれを公布する日より施行される。

## 陝甘寧辺区第二期参議会第二回大会通過条例

(中華民国三十三年(一九四四年)十二月四日—十九日)

### 陝甘寧辺区各級参議会選舉条例

(民国三十三年十二月辺区第二期参議会第二回大会通過)

## 第一章 通 則

第一条 この条例は、三民主義の民主原則および陝甘寧辺区の実際の情況に基づいてこれを制定する。

第二条 陝甘寧辺区の鄉市(区と同格の市)、縣市(縣と同格の市)および辺区の三級参議会参議員の選舉は、すべてこの条例の規定するところによりこれを弁理する。

第三条 より、辺区区域内に居住する人民で、年令満十八才(以上)のものは、階級・党派・職業・男女・宗教・民族・財産および文化程度の差別なく、次にあげる事情の一にあたるものと除いて、みな選舉権と被選舉権を有する。

一、売國行為があり、政府によつて逮捕処罰される裁判事

件のあるもの、

二、法院あるいは軍法の判決によつて公權を剝奪されてなおまだ復権していないもの、

三、精神病者。

第四条 より、前条の規定に適當する公民は、皆平等の原則

によつて選舉に參加し、一公民はすべて一票の選舉権を持つ。

第五条 軍籍に服務する公民は、一般の公民と同等に選舉権と被選舉権を有する。

第六条 各級選舉に参加する公民は、無記名投票によつて自分が平素信任している人物を選舉する。

第七条 郷市より辺区までの各級参議員は、すべて選舉に参加する各公民により直接に選舉される。

第八条 各級参議員の選舉のために、選舉委員会を設立する。この委員会の組織は別にこれを定める。

## 第二章 選舉 区域

第九条 鄉参議会参議員の選舉は、行政村を単位とする。市(区と同格あるいは郷と同格の市)参議会参議員の選舉は、街道あるいは在來の行政区画を選舉単位とする。

第十条 縣(あるいは縣と同格の市)参議会参議員の選舉単位を郷とする。

第十一条 辺区参議会参議員の選舉単位を縣とする。

## 第三章 各級参議会参議員選舉

### 定員数の比例

第十二条 郷市(区と同格あるいは郷と同格の市)参議会参議員の選舉定員数の比例は、次のとおりである。

一、四百人に満たない郷市は、参議員十五名を選挙する、

二、四百人以上の郷市は、住民が百人増加するごとに、選出する参議員を一名増加する。

**第十三条** 区と同格の市参議会の参議員の選挙定員数の比例は、次のとおりである。

一、五千人に満たない市は、参議員二十名を選挙する、

二、五千人以上の市は、住民一千人が増加するごとに、参議員一名を増加する。

直属区に区参議会を設ける。その参議員の選挙定員数の比例は、区と同格の市の規定を適用する。

**第十四条** 県市（県と同格の市）参議会参議員の選挙定員数の比例は、次のとおりである。

一、二万人に満たない県市は、参議員三十名を選挙する、

二、二万人以上の県市は、住民三千人を増加するごとに、参議員一名を増加して選挙する。

**第十五条** 辺区参議会参議員の選挙定員数の比例は、次のとおりである。

一、二万人に満たない県市（県と同格の市）は参議員二名を選挙する、

二、二万人以上の県市は、住民二万人が増加するごとに、参議員一名を増加して選挙する。

**第十六条** 各級の選挙に参加する人数が定員数を超過するときは、その超過する数が定員数の二分の一に達するときは、参

議員一名を選挙することができる。

**第十七条** 前四条に規定する各項選挙定員数の比例実数は、各当該選挙委員会が、各当該選挙区の人口実数に準じて、当選すべき票数および定員数を定めて、上級の委員会に報告し、その審議と許可をうける。

**第十八条** 辺区・県参議会参議員の選挙においては、各選挙单位の当選人の数に按分して、五分の一の候補参議員を選出することができる。もしその単位の参議員が五名の数に足りない場合には、また候補参議員一名を選出することができる。すべて得票数の多いものから順次当選とする。

候補参議員が会議に出席するときには、ただ発言権のみあり、表决権はない。

郷市参議員には候補参議員をおかない。

**第十九条** 警察・学校・工場・機関・県保安隊は、すべてその所在地の区域の選挙に一般住民と同様に参加する。ただし、辺区保安隊・抗日駐防部隊・専門以上の学校・五十人以上の産業工場は、その生産を単位として、単独の選挙を行い、辺区参議会に出席する参議員を選挙することができる。

一、駐防辺区抗日部隊・辺区保安隊・抗日軍政大学は、ともに辺区参議員十三名を選挙する、

二、五十人以上の各産業工場は、ともに辺区参議員六名を選挙する、

三、専門以上の学校は、ともに辺区参議員一名を選挙す

る。

専門以上の学校および五十人以上の工場の職員は、その生産単位の選挙に参加するほか、同時にその所在地の郷市参議会の選挙に参加することができる。

**第二十条** 辺区少数民族の選挙は、次のとおりである。

一、各級参議会の選挙の住民法定人数にすでに達しているものは、第十二条ないし第十四条の規定する比例定員数によつて、単独に民族選挙を行う、

二、法定人数に不足するがすでに、郷市選挙の五分の一、県市選挙の五分の一、辺区選挙の十分の一に住民が達しているときは、また単独に民族選挙を行い、各当該参議会参議員一名を選出することができる、

三、前第二項に規定する各級の選挙住民の人数に不足するものは、区域選挙に、一般住民と同じく参加する、

四、少数民族の選挙においては、各級参議会の区域を選挙単位とし、第二章に規定する選挙単位の制限を受けないことができる。

#### 第四章 改 選

**第二十一条** 郷市（直属区あるいは区と同格の市）参議会参議員は、毎年一回改選する。

**第二十二条** 県市（県と同格の市）参議会参議員は、三年に一回改選する。

**第二十三条** 辺区参議会参議員は、三年に一回改選する。

**第二十四条** 各級参議員は、任期内にもし職務に不適当なことがあれば、当該の各級議員選挙の法定人数の十分の一以上の選挙民の提議によつて、当該の選挙単位の投票を経て、これを罷免することができる。

**第二十五条** 辺区各級参議員を、特殊の事情があつて改選の時期に改選ができないときは、郷市あるいは県市の改選時期については、郷市参議会・県市参議会（あるいは県市参議会常駐委員会）が、辺区参議会（あるいは辺区参議会常駐委員会）に報告してこの延期を議決しなければならない。辺区参議会は独自にその改選時期の延期を議決することができる。

#### 第五章 候補参議員および選挙運動

**第二十六条** 辺区・県参議会の候補参議員を順次補つて全てを尽し、なお「議員が」法定人数に不足するときは、各選挙単位で別に補充選挙を行なうことができる。

**第二十七条** 各抗日政党、抗日大衆団体は、各々選挙候補人名簿および選挙政綱（競選政綱）を提出し、選挙運動を行なうことができる。ここにいう選挙候補人名簿は、また各抗日党派、各抗日大衆団体連盟が、これを提出することができる。

**第二十八条** 第十二条ないし第十五条に規定してある、各級の増加選挙議員を決定する人数の十分の一以上の選挙民の署名があれば、また各級参議（会）選挙候補人を提示し選挙運動に参加す

ることができる。

選挙運動が選挙の秩序を妨害しない限り、何人もこれに干渉しあるいはこれを阻止することはできない。

第一一十八条 およそ、脅迫し、利で誘うなどの不正行為によつて選挙の自由を妨害するものは、当選と落選とを問わず、その行動を制止される外、また当事者および不正行為に参加したもの(「補助者」)が法院に訴えられ、法に基づいて懲処される。

## 第六章 選挙経費

第二十九条 郷・県級の選挙経費は、県選挙委員会が預算を作成し、上級政府に報告し、その審議裁可を求めたのち、各当該県の地方事業費よりこれを支出する。

辺区級の選挙経費は、辺区選挙委員会が預算を作成し、辺区政府の審議裁可を得て、財政庁がこれを支出する。

## 第七章 附 則

第三十条 この条例施行細則は、辺区政府が別にこれを定める。

第三十一条 この条例は、辺区参議会で審議可決した後、辺区政府がこれを公布施行する。

第三十二条 この条例の改正および解釈の権限は、辺区参議会に属する。もし、開会期間内に急な解釈の必要があるときは、辺区参議会常駐委員会がこれを解釈する。

## 陝甘寧辺区地権条例

(民国三十三年十二月辺区第二期参議会第二回大会通過)

第一条 この条例は、辺区施政綱領および辺区の実際の情況に基づいてこれを制定する。

第二条 この条例で地権とは、農地・林地・牧地・荒地・宅地・墓地・礦地およびすべての水陸の天然資源の所有権を包括してこれをいう。

第三条 人民の土地私有制を保証する原則によつて、およそ合法的な土地所有者は、法令の制限の範囲内において、その所有する土地を自由に使用・収益および处分する(売買・質入・典当・抵当設定・抵押・贈与・相続等)権利を有する。

第四条 土地がすでに分配されている区域では、土地は、すべての法によつて土地を分割取得した者の所有とする。土地がまだ分配されていない区域では、土地は、なおもとの合法的な所有者の所有とする。

第五条 辺区人民の土地所有権の整理改訂(釐定)のために、辺区政府は土地登記弁法を発布し、土地の登記を行う。土地登記のときには、土地所有者は、それぞれ次にあげる証明書類

を差出さなければならない。

一、土地のすでに分配されている区域では、法によつて取得したことを認める辺区政府発行の土地所有権証、分地以後の法によつた土地移転の契約(書)、あるいは分地の時の分地証、または補充分割憑証、

二、土地のまだ分配されていない区域では、合法と看做される土地の取得契約(書)、

三、上述の契約(書)あるいは憑証を事故により遺失あるいは破損し、あるいは土地革命中で分地証がまだ發給されていないものは、その地の大衆団体あるいは分地の時的工作員の証明書類、または土地四隣の公正な人物および村長の証明書類を検査のために提出する必要があり、その検査の上で確実とされた証拠文件。

第六条 土地登記のときに、およそ、地主(業主)の實際に有する土地が、その當時測量によつて確定をしないために、過去の憑証所載の数量より超過しているものは、他人の土地あるいは公地を横領しているものでないとの確な証明があれば、實際によつて登記を申請することができ、これを追究されることがない。前項の土地で登記後、調査によつて隠匿して報告していない土地があることが明らかにされたときは、その隠匿し報告されていない部分を、公(地)に充てられる。

第七条 土地の登記後に、地権に次の変動の事由の一があるときは、一年以内にその土地の政府に對して、重ねて新しい登

記を申請しなければならない。

一、地権の移転をしたもの、

二、地権を分割したもの、  
三、土地に分割合併・増減・埋没およびその他の変動があつたもの。

第八条 よそ、次にあげる各種の土地は、いずれも公有とする。

一、軍事工事および要塞区域の土地、

二、公共の交通道路、

三、公共に使用される河川とその他の天然水源地、

四、およそ私有に属さない礦產地・塩地・荒山・森林・名勝・古蹟等、

五、法によつて没収され公に帰した土地、

六、その他、人民が法によつて所有権を取得していない一切の土地。

およそ、公有地は、法令に特別な規定がある外は、一般にその地の縣・市(縣と同格の市)政府が統一して登記を管理し、その所有権は、辺区政府に属し、いかなる個人あるいは団体もこれを横領し占有することはできない。

第九条 次にあげる事情の一があるものは、政府に公地あるいは公荒(山地)の払下げを具申し、同時に法によつてその土地所有権を取得することができる。

一、辺区に居留している退役抗日軍人と抗日軍人家族で、

土地をもたない耕作者、

二、蒙〔古〕・回〔教〕等の少数民族人民で辺区の区域内に居住することを願い、かつ土地をもたない耕作者、

三、外来の災民・難民・移民あるいは辺区人民が自力で耕作に従事することを願いながら、土地をもたない者、

四、土地の分配の時期に〔辺区〕外に出ていた地主〔業主〕で、現在辺区に戻り居住しており、しかもそのものの土地はすでに没収され分配されて、現に土地の無い耕作者。

公地・公荒〔山地〕の発給・不発給と発給の限度の多少は、すべて県政府が具体的情況を根拠にしてこれを決定する。ただし第八条に規定する一・二・三・四各項の公地は発給することができない。

第十条 公荒地が多く、また政府によつて指定された区域においては、人が開墾した土地は、法によつてその所有権を取得することができる。

第十一条 部隊・機関・学校・団体および公営企業は、法によつて公地・公荒〔地〕を取得し（自由闊地はできない）使用することができる。ただし所有権はなお辺区政府に属する。

第十二条 合法的な土地所有者がその土地に不在のときは、その土地を土地所有者の親族あるいは代理人が代つて管理することができる。代つて管理するものがいないときは、政府が代つて管理し、また人を招いて耕作することができる。

その土地所有者本人が帰つてきたときは、その土地を返還し、またその土地の地租の返還を斟酌しなければならない。

第十三条 国防工事の建築、交通道路の興修、市政の改良工作の推進、およびその他の公共利益を目的とするもので、辺区政府の審議裁可した事業を行うために、政府はいかなる人民あるいは団体の所有の土地も租用・徵用し、あるいは他の土地との交換を行うことができる。

第十四条 この条例の頒行後、「抗日根據地政策条例彙集」なかに收められている「陝甘寧辺区地權条例（草案）」は廃止せられる。その他の一切の土地問題に関する法令あるいは条例でこの条例と抵触するものは、すべてこの条例によつて処理されるものとする。

第十五条 この条例は、辺区政府が公布施行する。

### 陝甘寧辺区土地小作〔租佃〕条例

（民国三十三年十二月第二期參議會第二回大會通過）

#### 第一章 総則

第一条 辺区施政綱領を根拠として、小作〔租佃〕関係を合理的に調整し、農業生産を發展させるために、とくにこの条例を制定する。

第二条 この条例は、辺区内の一切の小作〔租佃〕関係に適用する。

**第三条** この条例で地租とは、次のものをいう。

一、定租（死租ともいう）。土地面積に準じて計算して、

小作料（租額）を定めるものを定租という。

二、活租。すなわち指地分糧、地主（出租人）は土地のみを提供し、必要な生産用具は、すべて小作人（承租人）が自ら準備し、その土地によつて収穫した主要な産物を、双方が按分して分つものを、活租という。

三、夥種。地主（出租人）は土地を提供する外に、また小作人（承租人）に各種の生産用具の一部あるいは全部を供給し、土地からの収穫を按分して分つものを夥種という。

四、安莊稼。地主（出租人）は土地および全ての生産用具を供給する外に、また小作人（承租人）に食糧、小屋などを貸しあたえ、土地からの収穫を、双方が按分して分つものを、安莊稼といふ。

**第四条** この条例で土地の副産物とは、柴草等をさしている。

**第五条** 各県市は、この条例の範囲内で、その地の実際の事情に準じて、小作（租佃）に関する単行弁法を制定し、これを辺区政府に報告しその審議裁可と施行を求めることができる。

この条例発布後は、一切の小作（租佃）に関する法令で、この条例と抵触するものは、すべて本条例の規定によつて処理する。

## 第二章 小作料の減額

**第六条** 地主（出租人）は、この条例に定める小作料を低減した額によつて小作料（租）を徴収しなければならない。〔所定の額より〕多く徴収あるいは法外に小作料を増加してはならない。

**第七条** 定租（死租）は、その地域の小作料低減の法令あるいはその地域の現行の小作料を低減した額に准じて小作料をきめる。

未だ土地分配が行なわれていない区域は、一般に小作料低減の率が、二五（二割五分）より低くてはならない。

**第八条** 活租（指地分糧）は、もとの小作料（原租）の額より百分の二十五から四十までを減ずる。減租の後に、地主（出租人）の所得は、多くとも収穫量の百分の三十を超過することはできない。土地の副産物は、みな小作人（承租人）に帰属する。

（説明） 活租といわれる地租は、その土地の定租の地租とおむね等しい量額を維持すべきであり、その減租の量は、その土地の定租の額および土地の良不良にしたがつて定められる。小作料低減の後に、もし地主（出租人）が三割の所得に達しなかつた場合は、その数量に准じて小作料（租）を定める。もしも三割を超えた場合は、三割まで減する。小作料低減の計算規定の例を擧げると次のとおりである。

もとの小作料（原租）の率が四六分（地主（主）四で小作（佃）六）と仮定すれば、小作料低減の率は百分の三十と仮定さ

れる。そこで、地主〔出租人〕は二割八分を分つものとすれば、小作人〔承租人〕は七割二分を分つものとされる。

ある地方では活租と夥種を混同しているが、これは誤つてゐる。夥種についての小作料低減の規定は、活租に適用されない。

**第九条** 夥種は原の小作料〔租〕の額にくらべて百分の十から二十までを減し、減租の後に、地主〔出租人〕は最も多くともその所得が収穫量の百分の四十を超過してはならない。土地の副産物の分配方法は、その約定により、約定がないときは習慣による。

(説明) 夥種の小作料低減の量は、もとの小作料〔租〕の額の高低と地主〔出租人〕の供給する生産用具の多少によつてはかり、その供給の多いものは小作料を低減する額を少し、供給の少いものは多く小作料を低減する。小作料低減の後に、もし地主〔出租人〕の所得が四割に達しなければ、すなわちその数量を勘案して租を決め、もし四割を超過するときは、四割までに減らす。

**第十条** 安莊稼は、もとの小作料〔租〕の額に準じて百分の十から二十までを減し、小作料低減の後に、地主〔出租人〕の所得が最も多くとも収穫量の百分の四十五を超過してはならない。土地の副産物もまた主産物に随つて、双方に按配する。地主〔出租人〕が貸与した食糧および小屋について、利息および貨料〔租金〕を取つてはならない。

(説明) 安莊稼の小作料低減の量は、もとの小作料〔租〕の額の高低および土地の収穫の好し悪しを考慮して定める。土地の収穫が良いものは少く減し、土地の収穫が悪いものは多く減らす。小作料低減の後に、もし地主〔出租人〕の所得が百分の四十五にならないときは、すなわちその数量に准じて小作料〔租〕を決め、もし百分の四十五を超過しているときは、減して百分の四十五とする。

以上の定租・活租・夥種・安莊稼の、小作料低減の率については、各地区でこの条例第五条に基づきやや詳細な規定をすることができる。

**第十一条** 第七条ないし第十条に規定する、もとの小作料の額〔原租額〕とは、小作料低減を実行する以前の実際に納められていた小作料〔租額〕を指して言うものであり、何らかの口実をもうけてもとの小作料の額を高くすることは禁止される。

(説明) 以前には各地で地主〔出租人〕がいろいろな口実をもうけて、もとの小作料の額〔原租額〕を高くするといったことが起つた。例えば、雜穀地租〔粗糧地租〕を米穀地租〔米租〕と改め、虚偽の土地の由告をし、土地面積の割増をする等々の弁法が行われた。これらはすべて小作料〔租額〕を名義上は高くしていいが、実質的に小作料〔租額〕を高くするもので、小作料の低減に対抗してとられたものであり、すべて当然に禁止されるべき例である。

**第十二条** 小作料の低減を実行したのちに、新しく成立する地

主小作『租佃』関係は、その小作料『租額』がこの条例第七条ないし第十条に規定する小作料低減の標準を超過することはできない。

(説明) 減租以後に、新らしく相談される地租は当然にその土地の減租以後の小作料『租額』に比較して高くてはならぬ。定租・活租・夥種・按莊稼のいずれも、地主『出租人』の所得は、すべて本条例に規定する標準を超過してはならない。

第十三条 もし天災人禍によつて、収穫が減少あるいは潰滅したときは、小作人『承租人』は、納めるべき小作料『交租額』の減付あるいは免付を相談し請求することができる。

(説明) この条でいう「天災人禍」とは灾害・戦争等の不可抗力をいうものであり、各地域でこの条例第五条に准じて統一的な减免弁法を規定することができる。

### 第三章 小作料の納入

第十四条 小作人『承租人』は、この条例に定められた小作料の低減後の小作料『租額』に従つて小作料を納めなければならず、これを少くすることはできない。地主『出租人』は、小作料を納める能力がありながら、故意に納めないものに対し

て、法に従つて追徴することを政府に請求する権利を有する。

第十五条 地租は、一律に収穫期の取入れの終つたあとで納入

するものとし、地租の一部あるいは全部をあらかじめ徴収すること、および押租『小作料の担保』をとることを禁止する。

第十六条 小作人『承租人』は、もし収穫が減少し、しかも極貧あるいは思いがけない事故に遇つて確に地租を完納する力がないときは、地主『出租人』と協議して納入の時期を猶予することができる。地主『出租人』は未納の小作料に利息をかけることはできない。

(説明) この条例で「思いがけない」とは疾病・死亡・盜難等の不慮の事故・変事をいう。

第十七条 地租として納められる穀物は、双方の約定により、その、米・麦・胡麻等の雜穀の折算弁法はその土地の慣習による。

小作料の納入にはその土地に通用する枠を使用し、大枠による徴収と小枠による納入とを禁止する。

第十八条 穀物地租を貨幣にかえ、貨幣地租を穀物にかえるには、双方の協議をなし同意を得た上ではじめて行うことができる。

### 第四章 小作『租佃』契約および

#### 小作権『佃権』

第十九条 小作『租佃』契約は、書面をもつてすると口頭でなすとを問わず、これを充分に証明する人を求めるいはその土地の郷長がこれを証明しなければならない。

条例発布以前に訂立した小作『租佃』契約で、この条例と抵触するものは、この条例の規定するところによつて処理し、この条例『発布』の後に訂立した契約でこの条例と抵触するものは無効とする。

**第二十条** 地主『出租人』は、小作地『租地』を任意に取戻すことができない。次にあげる事情の一があるときに、はじめて小作地『租地』を取戻すことができる。

一、期限を定めた契約で、すでに満期となつた場合、ある

いは期限を定めない契約で、地主『出租人』がその土地を取戻して自ら耕作し、また人を雇つて耕作をする場合。

二、小作人『承租人』が不可抗力によることなく、理由なく

継続して一年間、耕作をせず、また地租を納めない場合。

三、小作人『承租人』が小作地『租地』を転租(転小作)し、間で利を图ろうとした場合。

四、小作料の減額の後に小作人『承租人』に小作料『租』を納める力がありながら、故意に納めない場合。

五、小作人『承租人』が死亡し、相続人がいない場合。

六、小作人『承租人』が自ら小作権『承租権』を放棄した場合。

(説明) 地主『出租人』が本条第一款を援用して、自ら耕すことを理由に小作地『租地』を取戻すときは、必ず第二十一條の規定を考慮しなければならない。

転租(転小作)の解釈については第三十三条を参照する。

**第二十二条** 地主『出租人』が第二十条第一款によつて小作地を取戻すときは、その年の作物の収穫後で次の年の作物の播種の時期に取戻さなければならない。また収穫後の一月以内に小作人『承租人』にその通知をしなければならない。

上述の場合には小作人『承租人』はその季の小作料『地租』を納入しなければならない。

**第二十三条** 地主『出租人』がその小作地『租地』を他人に典売(質入れ売却)する場合には、原の小作人『原承租人』は同一の価格で質うけあるいは買うけをする優先権を有する。

(説明) 地主『出租人』が小作地を質入れ売却するときは、まず小作人『承租人』に譲らなければならない。この場合売方は故意に価格を高くしてはならず、買方もまた故意に価格を値切つてはならない。

**第二十四条** 地主『出租人』がその小作地『租地』を他人に典売する場合には、これを買うけあるいは質うけをしたものは、もし

自ら耕作しおよび人を雇つて耕作するのでなければ、原の小作人は、原契約にしたがつて小作『承租』を継続する権利を有する。

**第二十五条** 地主『出租人』がその小作地『租地』を他人に典賣するときは、秋の収穫後で春の耕作前の時期にこれをしなければならない。またおそらくとも立春の一ヶ月前までに小作人『承租人』にその通知をしなければならない。

**第二十六条** 双方の同意を得なければ、地主小作『租佃』の一方が定租を活租に改め、あるいはその他これと類似の変更をすることはできない。

**（説明）** 小作『租佃』形式を任意に変更する行為は、小作『租佃』契約を破るばかりでなく、農業生産の発展を妨害するものであり、小作『租佃』生活に影響するものである。それ故にこれを禁止する。

**第二十七条** 自ら耕作することを口実にして土地を取戻し、ひ

そかに小作に出し、あるいはその土地を荒れるにまかせる行為、および仮典仮売(みせかけの質入れみせかけの売買)等の行為を禁止する。

**（説明）** 地主『出租人』が自ら耕作すると称しながら、別人に闇で貸出し『租給』、あるいは自ら耕作すると称して、土地を取戻したのち、さらに別の自有の土地を小作に出し、あるいは取戻したのち耕作する力が無く、あるいは別の農民に典賣すると称して、実際はその農民に小作地として貸出

しする(仮典仮売)等の行為は、すべて小作人『承租人』の小作権『佃権』を侵害する行為であり、それ故にこれを禁止する。

**第二十八条** 小作『租佃』契約が満期となり、地主『出租人』が重ねて土地を小作に出すときは、原小作人『原承租人』は原契約によつて小作『承租』を継続する権利を有する。

## 第五章 其 他

**第二十九条** 民国二十八年年末以前の小作料の滞納分は一律にこれを免除する。

**（説明）** 辺区が小作料の低減を一般に実行したのは民国二十九年である。それ故に二十八年以前の小作料滞納分の免除を規定する。すでに土地分配を行つた区域では、多年の滞納をはじめから免除してあり、かつ小作料の額も非常に低いために、本条を適用しない。

**第三十条** 他人が久しく荒れたままにしている土地を開墾したものは、三年間小作料『地租』を免除する。三年の期限がすぎて、再びこの条例に準じて小作料『租』を納める。

**第三十一条** 小作人『承租人』が小作地『租地』の耕地改良を行うことに、地主『出租人』は反対することができない。上述の耕地改良の有効期間中に、地主『出租人』は土地の取戻しをすることはできない。

**（説明）** 耕地改良というのは、国民政府土地法の解釈に準ず

れば、すなわち、「労力と資本を増加した結果、耕地の生

産力あるいは耕作の便利を増加することである」。例えば、

中等地を改修して上等地とし、旱地を灌水地に改修するな

どはすべてこれである。これは農業生産を高めるために、

小作人(承租人)の耕地改良を奨励しようとするものであ

る。

**第三十二条** 地主(出租人)の投資によつて耕地改良を行い、土地の生産量を高めたときは、事情を酌量して小作料(地租)を増加することができる。

(説明) 本条の意味するところは前条と同様である。小作料

(『地租』)の増加額の多少は、土地の生産量の増加の程度によつて定める。

**第三十三条** 包租転租(小作請負・転小作)によつて中間利益を図ることを禁止する。

(説明) 小作人(承租人)が小作地(租地)の一部を、もとの小作料(租額)で他人に小作地として譲り、あるいは小作地

(租地)に一部の生産用具を附加して人に夥種・按莊稼としてあたえるのは、転小作(転租)とみなさない。ただ、小作料(租)があるのに土地を買入れさらに定租活租として小作に出すことによつて、中間の利を取ろうとするものを、禁止する。

**第三十四条** 正規の小作料(正租)を徴収する外に、地主(出租人)はいかなる額外の報酬および無償の労働をも取立てては

ならない。

**第三十五条** 抗日軍人の家族および貧困な独りぐらしの寡婦が、労働力を喪失したために少量の土地を小作に出して生活する場合は、この条例の制限を受けないことができる。

前項にいう少量の土地とは、一人について平均五垧以下を限度とする。

(垧とは畠の広さの単位。一日で耕せる土地の広さをいい、陝西地方では三畝から五畝を一垧とする。—訳者註)

**第三十六条** 故意にこの条例の規定に違反するものは、事情の軽重に準じて、司法機関がこれを処理する。

## 第六章 附 則

**第三十七条** この条例は辺区参議会で審議可決した後、辺区政府がこれを公布施行する。

その解釈の権限は辺区政府にある。

陝甘寧辺区第三期参議会第一回大会通過条例

(一九四六年〈中華民国三十五年〉四月二日——四月二十

七日)

陝甘寧辺区憲法原則

——四月二十三日大会通過——

一 政權組織

- 一、辺区・県・鄉人民代表會議（参議会）を、人民の管理する政權機関とする。
- 二、人民は、普通・直接・平等・無記名により各級代表を選挙し、各級代表会は、政府人員を選挙する。
- 三、各級政府は、各級代表会に対し責を負い、各級代表は選挙人に対して責を負う。
- 四、鄉代表会は、すなわち政務を直接に執行する機関である。
- 五、人民は、各級政權に対し検査・告発および隨時建議する権利をもち、毎期の選挙のときは大検査を行う。
- 六、各級代表会は、毎期の大会で前期の大会の決議の執行の情況を検査しなければならない。
- 七、各級政府人員が、人民の決議に違反し、あるいは職務をおろそかにするときは、代表會議によつて譴責あるいは罷免されなければならない。鄉村の場合にはすなわち人民が直接これを罷免する。

二 人民の権利

- 一、人民は、政治上の各項の自由の権利を行使するために、政府の誘導と物質的な援助を受けられるべきである。
- 二、人民は、経済上の跛行状態と貧困から免れる権利がある。その方法の保証は、減租減息と交租交息、労働者の生活の改善と労働の効率の向上、経済建設の大量な発展、災害の救済、老人病弱者貧困者の扶養……等である。
- 三、人民は、無知蒙昧および不健康から免れる権利がある。その方法の保証として、授業料免除の国民教育、授業料免除の高等教育を行い、優等生の優待をなし、人民に服務する社会教育を普及し、衛生教育と医療設備を發展させる。
- 四、人民は、武装自衛の権利をもつ。その弁法は自衛軍・民兵等である。
- 五、辺区人民は、民族の区別なく一律に平等である。
- 六、婦人は、男子と平等の権利を有する外に、また婦人の特殊な利益が考慮される。
- 八、各級人民代表會議（参議会）については、鄉は一年一回改選、県は二年に一回改選、辺区は三年に一回の改選を行う。
- 九、辺区の各少数民族が、集中して居住している地区では、これを区画して民族区をつくり、民族自治政權を組織することができる。「この政權は」省の法令と抵触しないことを原則にして、自治法規を訂立することができる。

## 三 司 法

二、学術の自由を保障し、科学の発展に力をつくす。  
以上の規定は、いずれも煩瑣なものであつてはならない。

一、各級司法機関は、独立して職権を行使し、法律に従う外は、如何なる干渉もうけない。

二、司法機関・公安機関が法によつて職務を執行する外は、如何なる機関・団体も、逮捕審問の行為をなしえない。

三、人民は、どのような方法を用いるかを問わず、職務を誤つた公務員の誰をも告発(控告)する権利をもつ。

四、法を犯したものに對しては、感化主義を採用する。

## 四 經 済

一、耕作者がその田畠を所有し、労働者が職をもち、企業は発展の機會を有することを保証されなければならない。

二、公営・合作・私営の三種の方式を用いて、すべての人力・資力を組織して、繁榮を促進し貧窮を消滅するために闘争する。

三、外來の投資を歓迎し、その合理的な利潤を保障する。

四、職業(訓練)学校を設立し、技術的な人材を養成する。

五、計画的に、農工鉱の各種の産業を発展させる。

## 五 文 化

一、一般人民に文化を普及し、またその文化水準を高めて、文盲の消滅を速かにし、疾病と死亡の現象を減少させる。

二、詐欺あるいは強迫により他方の意志の自由を失わしめるもの。

三、誘拐をなしたものの。

## 陝甘寧辺区婚姻条例

—四月二十三日大会通過—

第一条 男女の婚姻は自らの意志によることを原則とし、一夫一妻制を行なう。

第二条 強迫による婚姻、請負婚姻(第三者が婚姻を成立させることを引受けてきて、婚姻の当事者の意志にかかわりなく婚姻を締結する一訳者註)および売買婚姻を禁止する。

第三条 少数民族の婚姻は、本条例の規定に違反しないかぎり、その慣習を尊重することができる。

第四条 男女が結婚するときは、その土地の政府(郷・市)に対して登記を申請し、結婚証を受取らなければならない。

第五条 結婚の年令は、男子二十才、女子十八才に達していなければならない。

第六条 次の事情の一があるものは、結婚を禁止される。

一、花柳病およびその他の不治の悪質な疾病に罹つてゐる

四、直系血族、直系姻族あるいは八親等内の傍系血族ある

いは三親等内の傍系姻族。

十一、その他重大な理由のあるもの。

第七条 男女の予定婚約者(予め婚約者としてきめられているもの、訳者註)は、まだ結婚をしない前に、もし一方が婚約

の解除を要求するときは、政府に対して申出てこれを解除することができる。

第八条 男女双方が、自らの意志で離婚しようとするときは、

その土地の郷(市)政府におもむき離婚証を受取らねばならぬ

い。

第九条 男女の一方は、他方に次の事情の一があることを理由

として、県政府に対して離婚を請求することができる。

一、感情意志が根本的に合わず、同居を継続し難いもの。

二、重婚者。

三、他人と姦通したもの。

四、「夫婦の」一方をおとし入れ害おうと図つたもの。

五、不治の悪質の疾病を患つてゐるもの。

六、交接不可能なもの。

七、悪意をもつて他方を遺棄しその状態を継続しているもの。

八、他方を虐待するもの。

九、男女の一方が正業につかず、屢々改悛を勧めても効果なく、他方の生活に影響をあたえるもの。

十、生死不明で三年を過ぎたもの。

第十一条 女子の懷妊期間に、男子は離婚を言い出すことはできない。離婚条件があるものの場合も、また女子の産後一年をまつて、はじめて言い出すことができる。ただし双方の同意があるものはこの限りではない。

第十二条 男女の離婚前に出生した子女は、授乳期間は子女が養育し、授乳期間をすぎたものは、父に随うか母に随うかはその取極に従い、取極のないものは、男子の養育するところとなる。子女は、なお依然父母との関係を承認することができる。

第十三条 男子が離婚を言い出し、かつ女子がまだ再婚前で、たしかに生活を維持する方法のないものは、男子が必要な生活費を負担する。

第十四条 結婚によらない出生の子女も結婚による出生の子女と、同等の権利を享受し、差別視してはならない。

第十五条 よりそ、結婚・離婚をこの条例に違反してなしたものは、当事者がその土地の司法機関に訴えでて法によつて処理することができる。もし刑事の領域にわたるものは、刑事によつてこれを処理しなければならない。

第十六条 この条例は、辺区参議会で審議可決して、辺区政府

がこれを公布施行し、その解釈の権限は、辺区政府に属する。

### 陝甘寧辺区營業税暫行条例

—四月二十四日大会通過—

### 第一章 総 則

第一条 この条例は、平和建国綱領經濟財政篇第十一條および陝甘寧辺区施政綱領第十三條の規定によつてこれを制定する。

第二条 営業税は、辺区政府が条例によつて統一的に徵収し、各級政府は、重ねて徵収あるいは附加することはできない。

第三条 営業税は、商人の純収益について〔課し〕貨幣形式で徵収する。

### 第二章 徵収範囲

第四条 営業税の徵収は、辺区政府が命令をもつてこれを行う。

第十条 営業税は、その純収益の多寡に準じて、累進の原則に基づき半年（六個月）ごとに一回徵収し、半年に満たないものは、月によつて計算しこれを徵収する。

第十一条 営業税は、各世帯〔戸〕の半年間に所得した純収益の多寡をもつて計算し、これを徵収する。

第十二条 営業税の最低の徵収率は百分の二とし、最高の率は百の三十とする。最低の課税額は暫定的に貨幣二万元とし、最高の累進額は暫定的に貨幣二百五十万元とする。二百五十万元以上は更に累進しない。その累進額の修正を必要と

らない。

第七条 よよそ、商人で辺区の内外でひとしく商工業を經營するものがあれば、營業税を徵収するのに、その辺区の部分について徵収し、辺区外の部分については、算入しこれを徵収することはできない。

第八条 よよそ、商人で辺区内の二箇以上上の地区においてひとしく商工業を經營しているものがあれば、營業税の徵収には所在地別に分つてこれを徵収する方法をとる。

第九条 よよそ、農業と商工業とを兼営するものは、農業の部分については農業税条例によつて農業税を徵収する外に、その兼営の商工業の部分について、營業税条例によつて營業税を徵収する。

### 第三章 徵収基準

第五条 よよそ、辺区の区域内に固定した所在地をもち、商工業を經營しているものは、公営あるいは私営を問わず、いざれも營業税を納付しなければならない。

第六条 よよそ、辺区の区域内で臨時に営業に従事するものは、公私を問わず、いざれも臨時營業税を納付しなければな

するときは、辺区政府の命令によつてこれを行う。

**第十三条** 臨時營業税は、毎回の取引額を基準としてその千分比をもつて計算してこれを徴収する。最低の徴収率を千分の五とし、最高の率を千分の三十とする。最低の課税額は暫定的に貨幣二万元、最高の累進額は貨幣一百二十五万元とし、一百二十五万元以上は更に累進しない。その累進額の修正を必要とするときは、辺区政府の命令によつてこれを行う。

**第十四条** 公私の營業を問わず、満半年をすぎた後の最初の十日以内に、その店のその年の半年度の營業總額および純収益を稅務機關に報告しなければならない。隠したりごまかしてはならない。

#### 第四章 減税・免稅

**第十五条** 甲、次にあげる經營はあらかじめ免稅することがで  
きる。

一、およそ純粹に供給の性格をもつ公營工場、および政府

が發展を奨励している公私の、紡織・製紙・鉱山開発・

冶金・棉打ち・紡績・製糖等の企業。これらがもしその

他の經營を兼ねているときは、その兼業しているその他

の經營は免稅の例に加えられない。

二、鳏寡・身よりのない老人子供・病弱者等のよるべがなくまた貧困に苦しんでおり、小商いで僅かにその生活を維持しているもの。

乙、次にあげる各種の性格の經營は、別途に徵稅額におうじて減稅することができる。

一、機關部隊學校に屬する各種の經營者は、一律に八割を減じて徵収する。

二、およそ政府に登記している生産消費合作社は、一律に五割を減じて徵収する。

三、合資(合股)の性質をもつ小資本の經營者は、八割を減じて徵収する。

四、辺区の生産の發展に有益であり、同時に自己の直接の労力によつて經營している各種の小手工業は、予め種類を分つて減稅することができる。その種類は次のものである。

鉄匠は四割減稅、銅錫匠・各種機械修理・毛織物匠・麻繩製造・毛巾製造・靴下製造・油坊・製糸業・衣服製造匠・車大工・木工・なめし皮業・理髮・踏鉄うち等は、一律に六割減稅。

以上第四項の各種の「經營の」減稅は、もしそ他の經營を兼ねるものがあれば、その兼業のその他の經營を優待の例に加えるものではない。

**第十六条** 災害に遭つて損失を蒙つてものは、「その事情を」酌量して減稅あるいは免稅することができる。

**第十七条** 退役・傷病軍人の經營は、「その事情を」酌量して減稅あるいは免稅することができる。

## 第五章 懲 罰

第二十二条 この条例の公布後は、民国三十三年の營業稅暫行条例をただちに廢止する。

第十八条 商人に、次にあげる違法行為があつたものは、區別してこれを懲罰することができる。

一、私の自立營業で、政府に登記をせず、營業許可証を受けておらず、および會計簿を偽造あるいはその他の方法を用いて脱税をするものは、司法機關に送りこれを弁理する。

二、およそ、理由もなくして納入を延期し、口実を設けて責任を他人に転嫁して、税款を納入せず十日を過怠するものは、事情を參照して、納稅額の百分の五から百分の十五までの罰金を科することができる。

三、「納稅を」拒んで納入をしないものは、司法機關におくりこれを弁理する。

第十九条 稅務職員がその任務の執行に顯著な成績があり、あるいは違法行為をなしその職務を誤つたときは、すべて政務職員規約によつてこれを処理する。

第二十条 稅務職員にもし不法行為があつたときは、人民は政府にこれを告発する権利がある。

## 第六章 附 則

第二十一条 この条例の施行細則は別にこれを定める。

第二十二条 この条例は、辺区政府の公布の日より施行する。

### 前号収載条例目録

第一 陝甘寧辺区第一期參議會通過条例

陝甘寧辺区抗戰時期施政綱領

陝甘寧辺区第一期參議會を通過した十二件の重要な提案

陝甘寧辺区組織条例

陝甘寧辺区選舉条例

陝甘寧辺区各級參議會組織条例

陝甘寧辺区土地条例

陝甘寧辺区高等法院組織条例

第二 陝甘寧辺区第二期參議會通過条例

陝甘寧辺区施政綱領

施政綱領採択の決議

保障人權財權条例

陝甘寧辺区行政督察專員公署組織暫行条例

陝甘寧辺区縣政府組織暫行条例

陝甘寧辺区各縣区公署組織暫行条例

陝甘寧辺区各鄉市政府組織条例

——完——